

2025年度

入園のしおり

スマホでもご覧頂けます
QRコードのサイト内「重要事項説明書」
↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓



エンジェルハート保育園

千葉県印西市武西 275-1

TEL 0476-47-3344

FAX 0476-47-3343

も く じ

第1章	エンジェルハート保育園について	1
1.	保育園の役割	1
2.	保育園の理念	1
3.	保育方針	1
4.	休園日	1
5.	保育時間	1
6.	時間外保育(有料)	1
7.	保育園の利用日・時間について	2
8.	土曜保育について	2
9.	送迎	3
10.	ICカードについて	3
11.	保育園での生活	4
12.	1日の流れ	5
13.	主な年間行事	5
14.	給食	6
15.	健康と安全	8
16.	クラス構成と定員・カラー	9
17.	服装	9
18.	園からのお知らせ	9
19.	写真販売について(えんフォト)	10
20.	諸費用と集金方法	10
21.	口座振替(幼児)	10
22.	苦情窓口について	11
23.	欠席連絡について	11
24.	休園基準と緊急時のお問合せ先について	12
第2章	支給認定等の変更手続きについて	13
第3章	検温と保育園のお休みの目安	14
1.	体温について	14
2.	検温について	14
3.	正しい検温方法について	14
4.	保育園のお休みの目安について	15
5.	家族の体調不良時の登園について	16
第4章	登園できない病気の一覧表	18
第5章	保育園における薬剤管理について	19
1.	与薬の依頼について	19
2.	緊急常備薬について	19
3.	スキンケア	19
様式	意見書(医師用)	20
様式	登園届(保護者記入)	21
様式	インフルエンザ療養報告書(保護者記入)	22
様式	新型コロナウイルス感染症療養報告書(保護者記入)	23

第1章 エンジェルハート保育園について

1. 保育園の役割

保育園と家庭には、それぞれの役割があります。保育園では、大勢の友だちと遊び生活し多くのことを学びます。家庭では、家族とふれあい、地域社会とのつながりの中で生活の基礎を学んでいきます。

子どものより健やかな成長をめざし、保育園での保育、家庭における育児の役割を十分認識したうえで保育を進めていくことが大切です。この「入園のしおり」をご覧のうえ、ご理解とご協力をお願いします。

2. 保育園の理念

法人の「思いやりの心」を基本に、常に子どもたちの目線に立ち、子どもひとりひとりの成長に応じた保育を心がけます。多くの周囲の方々と関わりを持ち、異世代とコミュニケーションを通して、社会で自立した人間として力強く生きていくための人間力の成長を図ります。また、本地域の保育拠点としての役割を担い、子育て家庭に対して支援の充実を目指します。

3. 保育方針

- ・異世代交流により、人の温かさに触れ、人に優しくする気持ちを育む
- ・子どもたちの自主的・自発的な行動を尊重し、一人一人の個性を伸ばす
- ・集団生活を通じ、社会のルールを守る大切さを知る
- ・家庭と綿密に連携を図り、子どもの成長に合わせて健全な心身の発達を図る

4. 休園日

日曜日・祝祭日及び振替日・年末年始・園長が必要と認めたとき

5. 保育時間

保育時間は「保育標準時間」と「保育短時間」があります。印西市より交付されています認定証をご覧ください。

保育標準時間	月～土	7:00～18:00
保育短時間	月～土	8:30～16:30

6. 時間外保育（有料）

5. 保育時間の範囲を超えた場合、有料で時間外保育を行ないます。月単位で集計を行ないます。月末締めで翌月にご利用になった分ご請求します。料金の計算は、ICカードの認証時間で計算します。ICカードの認証が無かった場合、職員が確認した時間または閉園時間（20時）で処理を致しますので、料金が実際より高くなる場合があります。降園時間が18時を超えますと自動的に掛かります。保育短時間の方で、やむを得ず時間外保育が必要になった場合は、園にご相談下さい。

時間外保育対象時間表

		朝	夕
保育標準時間	月～金		18:01～20:00
	土		
保育短時間	月～金	7:00～8:29	16:31～20:00
	土	7:00～8:29	16:31～18:00

時間外保育料金表

	時間帯	料金	上限
保育標準時間	18:01～19:00	30分250円	月額5,000円
	19:01～20:00		上限無し
保育短時間	7:00～8:29		上限無し
	16:31～18:00		上限無し
	18:01～19:00		上限無し
	19:01～20:00		上限無し

※金額は1日を単位として算出し、30分未満は切り上げます。

7. 保育園の利用日・時間について

印西市内保育園の利用時間は、『保護者が実際に必要とする時間でのご利用』となっております。

認定が『就労』で職場勤務の場合は「就労時間+通勤時間」となりますので、在宅勤務の場合は、「就労時間+送迎時間」になります。またご家庭の方のどなたかが就労に無い日（公休・代休等）は、ご自宅で保育ができる為、保育園での保育は必要無いものと考えます。しかし幼児組になりますと、クラス毎の活動や行事に向けた取り組み等がありますので、保育短時間でご利用頂けます。就労以外の認定での保育園ご利用時間は、下記の表の通りとなります。

※平日の保育園利用時間について※

		乳児 (ひよこ組・ことり組・りす組)	幼児 (うさぎ組・ぞう組・きりん組)
認 定	就 労	【ご家庭の保護者の方がすべて職場勤務の場合】 →「就労時間+通勤時間」でご利用ください 保育中に何かありましたら職場にお問い合わせさせていただきます	
		【ご家庭の保護者のどなたかが在宅勤務している場合】 →「就労証明書の就労時間+ご自宅から園までの送迎時間」でご利用ください <u>担任に「在宅勤務」の旨と「お迎え時間」をお知らせください</u> 保育中に何かありましたら携帯電話にお問い合わせさせていただきます	
		【ご家庭の保護者のどなたかが休日の場合】 → <u>家庭保育をお願いします</u>	【ご家庭の保護者のどなたかが休日の場合】 →8:30～16:30でご利用ください 休日の場合は登園の際、担任にお知らせください
	産 休	主に8:30～16:30でご利用ください 出産直前直後等は園にご相談ください	
	育 休	8:30～16:30でご利用ください	
	求職活動		
	就 学	主に8:30～16:30でご利用ください	
	疾病 介護		

8. 土曜保育について

土曜保育は原則としてご家庭の保護者の方がすべて就労である場合にのみ、お預かりします。

職場が記載する土曜勤務証明書や、シフト表のご提出を依頼することがあります。土曜日も給食を提供しています。就労以外で、保育園での保育が必要な事由がある場合は、園にご相談ください。また、土曜保育は申請制です。利用日の前月中までの受付ですが、直近のご利用はご相談ください。

9. 送迎

- (1) 園児の送迎は、保護者の方が責任を持って行なって下さい。未成年者の送迎はできません。
- (2) 送迎の際は、必ず園の保育士に声をかけて下さい。お子様の様子についてお伺いします。
- (3) 送迎者に変更のある場合、または、都合で他の人に依頼する場合は、必ず保護者の方が園に連絡して下さい。
- (4) 保護者及び同居の祖父母以外の方に送迎を依頼する場合は、「委任状」を提出して下さい。送迎者は成人の方とします。
- (5) 自動車の送迎で、園の駐車場が一杯の場合は隣接施設『特別養護老人ホーム ハートヴィレッチ』の駐車場をご利用ください。
- (6) 自転車での送迎の方は、園の駐輪場（園バス裏）をご利用ください。園の正門前の駐車はお控えください。
- (7) 車上狙いに遭う恐れがありますので、車には貴重品等を置かないようにご注意ください。駐車場での事故その他について、園では責任を負いかねますのでご注意下さい。
- (8) 欠席・遅刻の連絡は、9時00分までにお願いします。9時00分の在園児童数で給食数を決めます。ご連絡が無い場合、給食をご準備できないことがあります。
※登園は、9時30分までにお願いします。
- (9) 通院等やむを得ず9時30分以降に登園をする場合、給食は、乳児は10時45分、幼児は11時30分までに登園される子どもに提供します。尚、この時間以降のお子様のお預かりはしていません。
- (10) 車にお子様を乗せる場合は、チャイルドシート使用が義務化（道交法第71条の3第4項）されていますので、車で送迎の際も安全上必ず使用して下さい。
- (11) 自転車での送迎の方は、子どもも大人も乗車用ヘルメットをかぶるようにしてください。

10. ICカードについて

園の正門は、オートロック電子錠になっています。ご家庭にICカード（セコムカード）を2枚貸与しますので、登降園の際はIC認証を行ない、電子ロックを解除してください。また、時間外保育料はIC認証時の時間で計算しています。また、子どもの出欠確認は主にIC認証の有無で管理していますので、正門の施錠の有無に関わらず、必ずIC認証を行なってください。園を出る際は事務室側の壁面に解錠スイッチを押して電子ロックを解除してください。

時間外保育料の計算は、その日に一番遅いIC認証時間で自動計算します。保育時間外（18：00以降または16：30以降）にお荷物を取りに来られる等がありましたら、IC認証はせずにインターホンを押して職員をお呼びください。

- ※ 送迎の際にIC認証を行わなかった場合、時間外保育の料金が実際より高くなる恐れがあります。ICカードの認証が無かった場合、職員が確認した時間または閉園時間（20時）で処理を致します。
- ※ ICカードは、2枚まで無料貸出です。3枚目からは有料（1枚1,100円）になります。
- ※ 卒園・退園の際は、貸出枚数をご返却ください。

11. 保育園での生活

…赤ちゃんは…

だっこしてほしいな、おしっこでたよ など全身で気持ちを表します。ハイハイして好きなおもちゃを見つけて触ったり、乳母車に乗って散歩に出かけます。



…1歳のころ…

何にでも興味を示し、よちよち歩きはじめます。歩いて近くへ散歩にも出かけます。曲にあわせて体を動かすことも大好きです。

…2歳のころ…

三輪車やコンビカーなどで体を使って元気に遊びます。保育士や友だちと同じ遊びを好み、友だちとの言葉のやりとりを楽しみます。



…3歳のころ…

仲のよい友だちができはじめ一緒に遊びます。簡単な絵本や紙芝居を好み、繰り返し読んでもらったり真似をして楽しみます。

…4歳のころ…

全身の動きが活発になり色々な運動に興味を持ちます。気のあう友だちとのごっこ遊びを楽しみます。音楽に合わせて踊ったり、ルールのある遊びにも興味を示します。



…5歳のころ…

全身を使った運動遊びや音楽・造形遊びをして楽しみます。自分の事は自分でできるようになります。簡単なルールを作り出したり、友だちと一緒に遊びを発展させます。

…6歳のころ…

サッカー・ドッジボール等、集団的遊びを好んで行います。共通の遊びや目的によってグループを作り、遊びを発展させます。善い悪いの判断をして行動できるようになります。

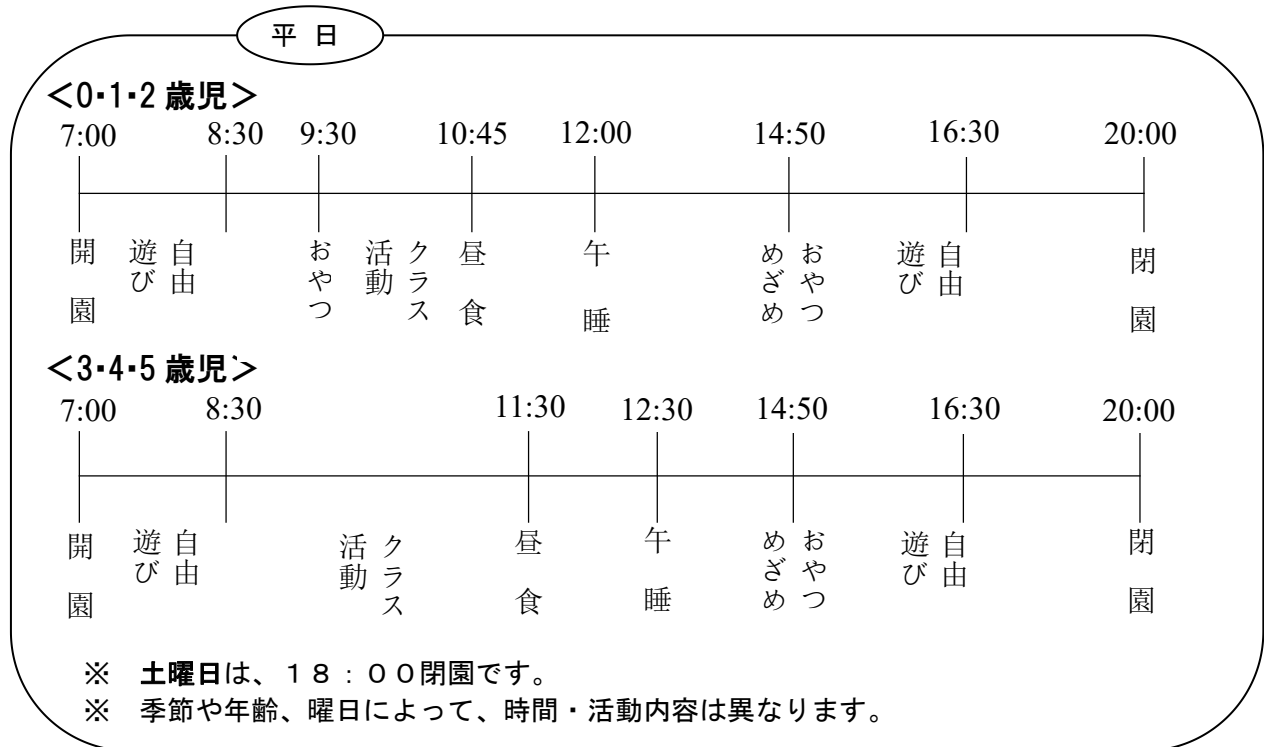


個々に応じ、心もからだも成長していけるよう保護者の方と連携をとりながら関わっていきたいと思います。

育児に対する不安・相談ごと等ありましたら、気軽に声をかけて下さい。

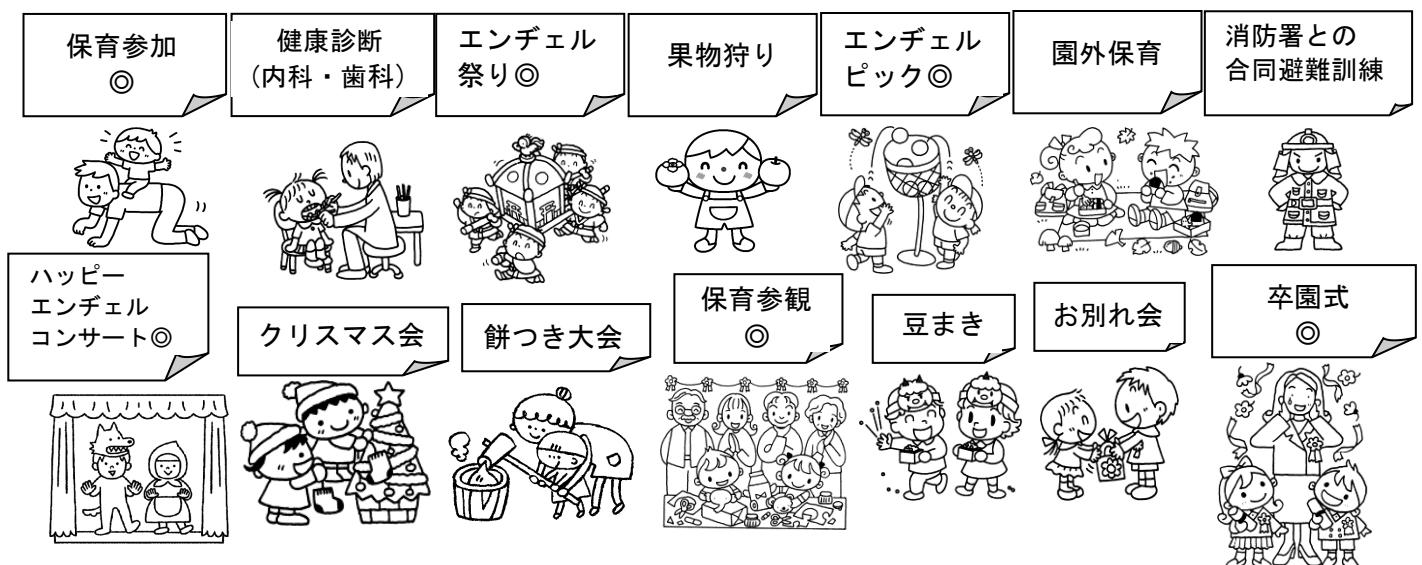
12. 1日の流れ

保育園で昼間の大半を過ごすことを考慮し、子どもたちが安定感を持ってそれぞれの発達・活動が充実できるよう援助していきます。



13. 主な年間行事

四季おりおりの日本の伝統や文化を伝えたり、子ども一人ひとりの成長を祝ったり、子どもたちの主体性を育てる遊びや行事を計画しています。また、健康診断や消防署との合同訓練のように、子どもたちの健康や安全を守るためのものもあります。お子様達が元気で明るく健やかに成長するように常に願っています。詳しくは別紙『行事予定表』をご覧ください。



毎月の行事として、誕生会・避難訓練（火災・地震・防犯）・身体計測があります。

※◎の行事は保護者の方にご参加頂く行事です。

その他の行事で保護者のご参加をお願いすることがありますので、ご協力下さい。

※尿検査は、6月を予定しています。

14. 給食

給食は、(株)トラスティフードに業務委託をしています。印西市中央学校給食センター等、多数の事業を受託している業者です。常駐する栄養士と園とで献立を作成し、これをもとに安全面に配慮したおいしい食事の提供ができるように毎日心がけています。給食は月曜日から土曜日まで給食を提供しています。園行事及び年末年始やお盆時期、給食室のメンテナンスの都合によりお弁当をご持参いただく場合があります。

(1) 給食の目的

- ・乳幼児のからだの成長発達と健康の保持増進を図ります。
- ・給食を通して望ましい生活習慣を身につけます。
- ・栄養や衛生の知識を与え、心とからだを健やかに育てます。



(2) 提供する食事（月～土曜日）

年齢区分	提供するもの	栄養量
離乳児	ミルク、麦茶や白湯、（場合により果汁） 離乳食（昼食、月齢によりおやつ）	
3歳未満児	午前おやつ（牛乳） 昼食（主食、おかず、汁物、デザート） 午後おやつ（飲み物、食べ物）	1日の50%程度
3歳以上児	昼食（主食、おかず、汁物、デザート） 午後おやつ（飲み物、食べ物）	1日の45%程度

(3) 給食での配慮

- ・旬の食材やいろいろな食品を幅広く取り入れています。
- ・薄味で自然の味を生かしています。
- ・食中毒の予防等、安全な食事が届けられるよう、納品食材の確認、温度管理、調理する時間などに配慮しています。
- ・原材料の産地や加工地等の情報を吟味し、安全性の確保に努めています。
- ・年齢に合った切り方を工夫しています。
- ・和風の煮物、和え物、味噌汁を多くし、日本ならではの味に親しめるように配慮しながら、いろいろな味との出会いの機会を作ります。
- ・節分やひな祭り等、行事の日はそれにちなんだ行事食を提供します。
- ・誕生日会の日、ランチプレート等で子どもの嗜好に沿った給食を提供します。
- ・園の農作物を活用することもあります。

(4) 離乳期のお子様は

園指で提供するミルク「ほほえみ」（明治）のキューブタイプを提供します。「ほほえみ」以外をご希望される方は、園にご相談ください。

哺乳瓶は園にビン（pigeonの母乳実感）を用意していますが、ご家庭からは「哺乳瓶用シリコン乳首」をご準備ください。お子様がミルクを飲まない等がありましたら、ご家庭で使用しているメーカーの哺乳瓶を用意して頂くことがあります。

離乳食の進め方については、家庭との連絡を十分行い、お子様の発達状況を確認しながら、「離乳のしおり」に沿って実施します。

(5) 食物アレルギーのあるお子様、または、給食の特別の対応が必要なお子様は

保育園では、医師の診断に基づいてのみ食物アレルギーの対応を行います。但し対応は原則、卵・牛乳・乳製品となります。その他の食材については、園にご相談ください。ご説明の上、「保育所におけるアレルギー疾患生活活動指導表」に沿って実施します。特別な対応が必要なお子様については、面談等を実施し個別に対応を検討していきます。

(6) 給食費について(幼児)

給食費は、幼児になりますと園に直接納入して頂いております。(乳児は市役所が口座振替する保育料に含まれています)

給食費は、園児が食べる給食食材の購入費用にのみ(主食・副食費の材料や牛乳代等)当てることを原則とします。金額の算出には、お盆や遠足、園都合でお弁当をお願いする日も含め、実費に基づき、年間の食材購入費用を月割りしています。月間の給食喫食数に関わらず、毎月定額で請求させていただきます。尚、給食の運営に係る人件費・光熱水費・施設管理費などの経費は園が負担しています。

金額：月額 5,700 円(内訳 主食費：700 円、副食費：5,000 円)

対象：幼児(3歳児以上)

- ※ 衛生上の観点から主食、副食ともに園で調理したものを提供します。
- ※ 金額は、アレルギー除去食等の特別食を提供する場合においても同じです。
- ※ 1カ月以上の長期欠席する場合、前月中にご連絡があった際は月単位(月初から末日)で給食費を免除します。1日でも登園された月は、月額で請求させていただきます。

15. 健康と安全

一人ひとりの子どもが安心してより良い生活のリズムで過ごすことができるよう、そして、家庭と保育園の連携の中で健全に心身の発達が助長されるよう、協力し合っていきたいと思います。

- (1) 睡眠は充分にとり、早寝・早起きの習慣をお心がけください。
- (2) 朝食は必ず食べてからご登園ください。
- (3) からだ・衣類・履物は、清潔に保つことをご留意ください。また、衣類はなるべく薄着の習慣が身につくようにお心がけください。
- (4) 毎朝、登園前に子どもの健康状態にご注意いただき、無理な登園はお避け下さい。
- (5) 集団生活の中で心身両面の健康を保つため、午睡は大切なものと考えております。年間を通して行いますが、5歳児は就学に向けて、段階的に時間短縮し、1月頃には午睡が無くなります。
- (6) 保育中、発熱など普段と様子が違う時、また、けがをした時など保護者の方に連絡をします。症状によりお迎えに来ていただきます。※「第3章 検温と保育園のお休みの目安」のページをご覧ください。（病気の場合は、園でお預かりできませんので、印西市病児・病後児保育事業（登録制）をご利用ください。）
- (7) 感染症や事故が生じた時は、園に連絡をして下さい。感染症の主な病気は、**第4章 登園できない病気について**をご覧ください。抵抗力の弱い乳幼児の集団ですので、感染症にかかったときは感染する心配がなくなるまで登園停止になります。その期間については、医師の指示に従って下さい。また、登園する時は、書類をご提出下さい。（用紙は、園にあります。）
- (8) くすりについては、**第5章 保育園における薬剤管理について**をご覧ください。
- (9) 予防接種を受けた日は、お子様をお預かりできません。
- (10) 在園する保育園の園児もしくは同居の家族で麻疹が発生した場合、麻疹の予防接種を受けていない園児は、感染予防の緊急措置として、予防接種を受けるまで登園停止となる場合があります。（予防接種時期：一期 満2歳・二期 満4歳）
- (11) 主に水分補給は、園で用意した麦茶を提供します。7～9月頃の猛暑の時期は、頻繁に水分を補給しますので水筒をお持ちください。（時期が来ましたらお知らせします。）
- (12) 同居している家族に風邪症状等で体調が優れない方がいらっしゃる場合は、お子様をお預りできません。（詳しくは5. 家族の体調不良時の登園についてをご覧ください）
- (13) お子様または他児の嘔吐物で汚れた衣類等は、塩素消毒を行うと漂白する可能性があることや園での感染拡大防止の観点より、そのままお返ししますので各ご家庭にて処理をお願いします。（園での感染症対策は、「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り対応しています）

※緊急時のお子様の引き渡しについて

- ・大きな地震や災害などの場合、保護者の方に迎えに来ていただく事を原則としていますので、ご協力下さい。
- ・状況により避難場所を移動する事がありますので、表示等をご覧ください。

※園で事故等が起きた場合

- ・応急手当をし、保護者の方に連絡いたします。状況に応じて最短で受け入れのできる医療機関へ園の判断で連れて行きますが、その他の医療機関をご希望の場合は、保護者の方にお願いいたします。医療費は、印西市子ども医療費助成制度を使用させていただきます。

※災害共済給付制度について

- ・保育園では、登降園時または保育中に事故や災害があった場合に備え、保護者に対して医療費の一部及び見舞金を給付する制度（日本スポーツ振興センター）に加入しています。掛け金は、年間（4月～3月）で375円（掛け捨て）となっていますが、保護者の方と園で負担します。年度初めの4月または入園月に請求させていただきます。年度途中の加入につきましても保護者負担分は変わりません。

内訳	掛け金375円	保護者負担	250円
		園負担	125円

16. クラス構成と定員・カラー

年齢	定員	クラス数	クラス名	カラー
5歳児	18名	1	きりん	だいたいいろ
4歳児	18名	1	ぞう	みどりいろ
3歳児	18名	1	うさぎ	きいろ
2歳児	15名	1	りす	ふじいろ
1歳児	15名	1	ことり	みずいろ
0歳児	6名	1	ひよこ	うすももいろ

※ カラーは持ち上がりですので、年齢が上がっても同じカラーです。

17. 服装

園での生活は、下記の服装で過ごします。乳児は私服で、幼児になりますと、制服と体操服で生活します。また2歳児は、2月頃から幼児に向けて制服及び体操服の着替えの練習を行なっていきます。

	幼児	乳児
登園時	制服	私服
園生活	体操服	
午睡中・後	私服	
降園時	制服	

○制服

幼児は制服でご登園ください。クラス活動が始まるまでは、制服で過ごします。

- ・帽子
- ・制服の上着（インナーは体操服シャツ or トレーナーを着用）
- ・制服パンツ or 制服スカート
 - ☆女の子は必ず黒・紺色（無地）のスパッツやレギンスを着用してください（下着見え防止）
 - 男の子は防寒として制服の下に黒・紺色（無地）のレギンスは着用可です
- ・黒または紺色のくつ下（無地）

○私服

私服は、活動しやすい・汚れてもいい・自分で着替えのできる服をご用意ください。

装飾品は、ヘアピンやカチューシャは子どもが転倒した際に凶器となる恐れがありますので、園生活では着用できません。ヘアゴムは担任にご相談ください。

スカートは活動しにくかったり、下着が見えてしまうので適しません。（丈の短いスカッツは可）

その他、下記のような服は園生活においては不向きです。

- ・フードがついている服
- ・上下つながりの服
- ・レースやリボン等、装飾が大きいまたは多い服
- ・ブランド等、高価な服
- ・裾の長い服
- ・スカート
- ・チュニック



18. 園からのお知らせ

園からの「園だより」「クラスだより」「献立表」「保健だより」等のお知らせを『メール連絡網』を使用して配信します。また、連絡帳、掲示等でもお知らせすることがありますので、必ずお目通しください。別紙「メール連絡網」の受信設定を参照にメール連絡網を設定してください。

19. 写真販売について（えんフォト）

写真は保育に支障の出ない範囲で、子どもたちの様子を撮影します。撮影した写真は「えんフォト」よりご購入できます。「えんフォト」は、園やプロカメラマンが撮影した園児の写真を、保護者の方がパソコンやスマートフォンで購入できる写真販売システムです。別紙「えんフォト ご利用の流れ」を参照してご利用登録をお願いします。

販売する写真は、お子様の写る写真枚数にバラつきがあります。また、園で撮影した写真は、家庭用機材を使用していますので鮮明に撮影できていない写真もあります。

20. 諸費用と集金方法

時間外保育料や給食費、その他行事等で必要となる費用は保護者の方のご負担頂いております。

消耗品は、一括集金して園で大量購入しています。

幼児は口座振替します。乳児に弟妹児がいる場合、一括で口座振替させて頂きます。

幼児に兄姉児のいない乳児は、現金でのお支払いになります。配布します集金袋に現金を入れてお持ちください。

集金袋の受け取りは事務室（8：30～17：30）または保育士（～8：30、17：30～）に直接お渡しください。直接以外ですと、集金袋の紛失や金額過不足等のトラブルを招きます。

項 目	頻 度	対象クラス	詳 細
消耗品代	年 1 回	ひよこ～りす	5, 000 円 (ペーパータオル、ポリ袋 300 枚、ボックスティッシュ 5 箱、ウエットティッシュ 15 箱、雑巾 5 枚)
		うさぎ～きりん	3, 500 円 (ペーパータオル、手拭げ付ビニール袋 60 枚、ポリ袋 100 枚、ボックスティッシュ 5 箱、雑巾 5 枚)
日本スポーツ保険	年 1 回	全年齢	250 円
ECC 英語遊び	月々	うさぎ～きりん	年間 24 回（月 2 回）月額 1,000 円
給食費	月々	うさぎ～きりん	月額 5,700 円 12. 給食（6）給食費について（幼児）参照
振替手数料	月々	うさぎ～きりん	月額 165 円
時間外保育料	随時	全年齢	前月末締翌月請求 6. 時間外保育（有料）参照
卒園積立金	月々	きりん	月額 2,900 円
保育用品	随時	全年齢	乳児：用品と共に集金袋をお渡しします 幼児：納品月の翌月口座振替
遠足代	年 2 回程	うさぎ～きりん	各 1,500 円程度。大型バスレンタル代等実費請求
行事	随時	全年齢	梨狩り・プラネタリウム等、都度お知らせします
その他	随時	全年齢	都度お知らせします

21. 口座振替（幼児）

幼児は口座振替の手続きをお願いします。別紙『預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書』をご記入・ご捺印の上、事務室にお持ちください。※口座登録手続きには 2 ヶ月程日数がかかります。

口座振替は毎月 26 日（金融機関休業日は翌営業日）に引き落とします。月の上旬に口座振替の明細書を配布します。※振替手数料（165 円）は保護者の方のご負担でお願いします。残高不足等の理由で口座振替ができなかった場合、翌月に繰り越します。

2.2. 苦情窓口について

社会福祉法第82条の規定により、本法人ではご利用者からの苦情に適切に対応する対応を下記のとおり整えております。

本法人のサービス内容その他について、もしご意見等ある場合は、積極的にご活用下さい。

- | | |
|------------------|--|
| 1. 苦情解決責任者 | 園 長 高橋 保文 |
| 2. 苦情解決委員（受付担当者） | 主任保育士 烏田 祐子 |
| 3. 第三者委員 | 社会福祉法人龍心会 評議員 宮嶋 茂
印西市民生委員
社会福祉法人龍心会 評議員 松丸 操
印西市民生委員 |

苦情解決の方法

（1） 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面により、苦情受付担当者が随時受け付けます。また、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

（2） 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

（3） 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案に調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

（4） 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業所で解決できない苦情は、千葉県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

2.3. 欠席連絡のご登録について

園では、子どもの出欠確認をアプリの欠席連絡の登録内容で確認しています。

保育園をご欠席される場合は、当日8時30分までにアプリで欠席連絡の登録をお願いします。

8時30分以降は、園に直接お電話ください。

園では、当日の9時30分までに、「欠席連絡の登録が無く、まだ登園してきていない園児」は、出欠確認のお電話をさせて頂くこともあります。

前日までに口答で欠席のご連絡をしていただいた場合も、口答でのすれ違いを避ける目的で、お手数ですがアプリでも欠席登録をお願いします。決まった曜日で欠席する場合でも、欠席連絡の登録をお願いします。

24. 休園基準と緊急時のお問合せ先について

大雨や大雪、台風等により警報等が発令された場合は、印西市の基準に基づき臨時休園について判断します。臨時休園判断の基準は、『気象庁から特別警報等又は印西市から警戒レベル3以上が発令され、園が指定区域に該当した』場合となり、下記（１）～（３）の通り『臨時休園判断の基準に該当した』場合は、臨時休園やお迎えを依頼することになります。

（１）開園時間（６時００分）前に『臨時休園判断の基準に該当した』場合

→臨時休園とします。

（７時００分までに台風や豪雨の特別警報や警戒レベルの発令が解除された場合は、園の状況等、安全に保育が実施できるか確認しますので、園にご連絡ください。）

（２）開園時間（７時００分）後に『臨時休園判断の基準に該当した』場合

→臨時休園とします。

（同日中に台風や豪雨の特別警報や警戒レベルの発令が解除された場合でも、当日は臨時休園します。）

（３）お子様をお預かりした後、『臨時休園判断の基準に該当した』場合

→お迎えを依頼します。

（荷物等の準備もありますので、お迎え時間を園にお知らせください。また、何らかの危険があり、お迎えが難しい場合も、園にご連絡ください。）

園への連絡は、下記の電話番号にお問合せ下さい。

・ ８：３０～１８：００

TEL：0476-47-3344（園）

・ 上記以外時間帯や、園の電話番号が繋がらない場合

TEL：080-4658-9300（園長、緊急時）

※臨時休園基準の該当地域について

臨時休園の基準に該当するのは、気象庁から特別警報等又は印西市から警戒レベル3以上が発令され、かつ、「園が指定区域に該当する」 場合になります。

園が指定区域に該当するか否かは、下記印西市ホームページ（防災ポータルサイト）において、発表された警戒指定区域を登園前にご確認下さい。

「洪水・土砂災害特別警報」が発令された場合、園はハザードマップ上で洪水・土砂災害警報の指定区域に該当していませんので、原則として開園します。

これ以外（大雨特別警報（浸水害）等）の警報で、「園が指定区域に該当する」 場合は臨時休園になります。

第2章 支給認定等の変更手続きについて

下記のような変更がある（あった）場合は、市役所に書類を提出する必要がありますので園にお知らせください。ここに書いてある以外にも書類の提出をお願いすることがあります。記入用紙は園にあります。

- ・ ご妊娠されているとき
- ・ 住所や保護者の連絡先が変更になるとき
- ・ 婚姻、離婚、出産等で家族の構成が変更になるとき
- ・ 勤務の日数・時間・場所等、就労状況が変更になるとき
- ・ 就職または退職されるとき
- ・ 疾病・障害、介護・看護、就学の認定に変更したいとき 等

詳細は別添 『教育・保育給付認定等の変更について』をご覧ください。

第3章 検温と保育園のお休みの目安

1. 体温について

発熱とは

一般的に脇の下で体温を測定しています。室温や飲食や運動後・泣いた後などは、体温が正確に測定できないことがあります。発熱とは「 37.6°C 以上または、平熱よりも 1.0°C 以上高い場合」と言われています。

平熱とは

お子様の平熱は、一般的に高いので、 $36.5\sim 37.5^{\circ}\text{C}$ くらいですが、お子様によっては一人ひとり平熱も違うので、お子様の平熱を知っておく必要があります。



2. 検温について

- ・いつも同じ測り方をする。
- ・体温計が下着に当たっていたり、汗をかいていると熱の伝導率が異なり正しく検温できないため、下着に当たらないようにすることと汗をかいていたなら汗を拭いてから測りましょう。



3. 正しい検温方法について

- ① ワキの中心に体温計の先端をあてます。表示部は内側に向けましょう。
- ② 体温計を下から少し押し上げるよう、体温計が上半身に対して30度くらいの角度になるようワキを閉じます。
- ③ 子どもを膝にのせ、後ろから抱きかかえるようにし、体温計が密着するように腕を軽く押さえます。
- ④ 電子音が鳴るまで、そのまま動かず待ちます。

《測定前の注意》

飲食や入浴、運動などをした後及び外出後の30分間、または泣いた後などは、検温に適しませんので避けて下さい。



《測定中の注意》

- ・検温中は動かずにじっとしていきましょう。
- ・体温計を上から差し込むとワキの中心に当たらないので注意しましょう。
- ・体温計を横から差し込むと体温計の先端が出てしまうので注意しましょう。

4. 保育園のお休みと登園の目安

『保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）』に基づき、園では、子どもたちが安心してより良い生活のリズムで過ごすことができるよう、そして、家庭と保育園の連携の中で健全に心身の発達が助長されるよう、協力し合っていきたいと思います。

毎朝、登園前にお子様の健康状態に注意していただき、以下の症状が見られる場合、保育園はお休みください。また保育中、以下のとおり発熱など普段と様子が違うときは、保護者の方に連絡をさせていただきます。症状によっては、お迎えをお願いすることがありますがご了承下さい。

熱：

- ①登園前に、37.5℃を超えた熱がある時
- ②前日または24時間以内に38.0℃以上の発熱がみられた時（前日、園で発熱が38.0℃以上みられた時も同様）は、解熱した場合でも何らかの感染症の可能性やお子様の体調に配慮し、登園をお控えいただきます。また、解熱剤等、薬剤で解熱した場合も同様で登園はできません

嘔吐：

- ①前日または24時間以内に2回以上、吐いた時
- ②吐き気に併せて、食欲がなく普段のように食べられない、水分があまりとれない

下痢：

- ①前日または24時間以内に水のような便（水様便）が2回以上みられた時
- ②食事や水分を取るとその後に水のような便や形のない柔らかい便・泥のような便（軟便・泥状便）が1日に3～4回見られる

※感染性胃腸炎後やお腹の調子を崩した後の登園ですが、お子様の体調をご考慮いただき、

- ・下痢や嘔吐の症状が無くなる
- ・食事の量がある程度食べられるようになる
- ・お子様の体力の回復がみられる

状態での登園をお願いいたします。

咳：

- ①咳が多く、ごはんが進まない、食べられない
- ②咳がでていることで、何度も目が覚める。咳で眠れない程

発疹：

- ①発熱とともに発疹（ブツブツや水疱、赤いバラバラとした斑点等）がある時
⇒受診をお願いいたします。
- ②発疹が時間とともに増えてひどくなっている時⇒受診をお願いいたします
- ③感染性（うつる可能性のある）の病気が疑われる発疹の時⇒受診をお願いいたします

～体調が優れない時のお休みのお願い～

保育園のお休み・登園の目安に準じ、ご家庭でのお子様の体調や様子・症状に応じ、登園のご判断・ご考慮をお願いいたします。普段とは異なり体調の優れない様子や今まで見られていた症状の悪化が見られる際は、お子様の体調をご考慮いただき、ご家庭での保育をお願いいたします。

また保育中、普段と異なる様子や体調の変化・症状の悪化等、集団生活やクラス活動が難しい際は、お子様の体調のご報告やお迎えのお願いをご連絡差し上げることもございますので、ご理解とご協力くださいますようお願いいたします

5. 家族の体調不良時の登園について

園では、抵抗力が弱く身体機能が未熟である乳幼児集団が健やかに生活できるよう、園内への感染症の侵入・流行を防ぐよう、日々感染予防を行っています。

保護者の皆様が安心して大切なお子様を預けられるよう、ご家族のどなたかが体調不良の際には下記の通りよろしくお願いします。

※家族の体調不良時の登園について※

乳児 (ひよこ組・ことり組・りす組)	幼児 (うさぎ組・ぞう組・きりん組)
【ご家庭のどなたかが『第4章 登園できない病気について』に記載のある感染症に診断された場合】 →家庭保育をお願いします。園へ感染症の侵入を防止し、集団の健康を確保する目的です。	
【保護者のどちらかが体調不良になった場合】 →可能な限り家庭保育をお願いしますが、医療機関にかかる日や医療機関にて診断がつかなかった体調不良等では、お子様をお預かりしていますので担任にご相談ください。	【保護者のどちらかが体調不良になった場合】 →お子様の健康状態が良好な場合はご登園頂けますが、健康な方が送迎してください。
【兄弟児で、子ども1名が体調不良になった場合】 →保護者のどちらかが仕事を休む場合、お子様は家庭保育をお願いします。	【兄弟児で、子ども1名が体調不良になった場合】 →お子様の健康状態が良好な場合はご登園頂けますが、健康な方が送迎してください。ご登園の際、体調不良児は正門より先に入らないようにしてください。

※受診のお願い※

日頃の保育運営にご理解ご協力ありがとうございます。各ご家庭でのご理解とご協力あってこそ、お子様たちは健やかな成長と安全と安心のある保育園生活が送れております。

ご存じの通り保育園は多くの子供たちが長い時間を共に生活する場になります。子どもたちの健康をはじめ、安心して保育園生活が送れるように、感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、健やかな成長を支援することが大切かつ重要と考えております。

今後も引き続き、体調不良時や有症状時・なにか健康不安が生じた際は、かかりつけ医への受診やご相談をいただき、体調の様子や受診の結果、その後の経過等をご家庭との連携を図らせていただきながら、お子様たちの健やかな保育園生活を支援していきたいと思っております。

受診の目安

発熱：高い熱、発熱とともに元気がない・食欲がない、なかなか下がらない熱

嘔吐：嘔吐が続けて見られる、吐き気があり食欲がない、吐き気があり水分も取りたがらない

下痢：下痢が続けて見られる、下痢とともに腹痛がある

咳嗽：寝付けない咳、何度も起きてしまう咳、咳でごはんが食べられない

発疹：発疹とともに発熱がある、時間とともに発疹が増えている・ひどくなる、かゆみ・痛みが強い、感染性の病気を疑う発疹

目の症状：目やにが続き日に日にひどくなる、目やにがあり目が充血している、目やにがありかゆみ・痛みが強い

蕁麻疹：アレルギー症状以外に、体質的に寒冷刺激や体調不良時などの蕁麻疹がやすいお子さんもありますが、蕁麻疹の程度が、なかなか引かない、全身性かゆみが強いなど、普段より症状が強い時

～病児保育について～

園では、集団生活が困難な病児・病後児のお預かりはできません。印西市では、一時的に保育を行う病児・病後児保育事業（有料）を、印西総合病院内の「おひさまルーム」で実施しています。詳しくは、印西市ホームページをご覧ください。（利用する場合は事前登録が必要です。）

第4章 登園できない病気について

『保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）』に基づき、下記の病気にかかった場合、登園できません。登園するには、『登園届』また『意見書』または『インフルエンザ療養報告書』『新型コロナウイルス感染症』が必要になります。（用紙は園にあります。）また、症状がほぼ消失した状態となった後でもウイルスを排出していることがあるため、十分に療養し、万全な体調を整えてから登園をお願いします。感染症明けで、体調が優れない場合は登園できません。

病名	流行期	主な症状	★登園開始のめやす
◎ インフルエンザ	秋～冬	急に発熱し、高熱が3～5日続く。風邪の症状と関節痛や頭痛を伴う。	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
百日咳	秋	はじめは軽い咳、のどが赤くなり腫れる。発病後1週間くらいよりコンコンヒーという咳が出る。	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療を終了するまで
麻疹 （はしか）	1年中特に5～6月	2～3日の発熱と風邪に似た症状の後、いったん解熱し、再び高熱が出るのと同時に、頬の内側に白い斑点、全身に赤い発疹が出る。	解熱した後3日を経過し元気が良いとき
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	1年中 （夏と冬にピークあり）	耳の下（耳下腺）が腫れて痛みがある。片側だけのこともある。食欲が落ち、唾液が飲みにくくなる。	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
風疹 （三日はしか）	1～5月	38℃くらいまでの熱と赤い小さな発疹が出る。耳の後ろ・首のリンパ腺が腫れる。	発疹が消失したとき
水痘 （水ぼうそう）	冬～春	熱はたいして出ないが、水をもった赤い発疹が全身に出る。2～3日でピークとなり、その後乾いて黒いかさぶたになる。	すべての発疹がかさぶたになったとき
咽頭結膜熱 （プール熱）	夏	目やに、目の充血、まぶたの発赤と腫脹に加えて高熱と咽頭の発赤などの症状を伴う。	症状が消失した後2日を経過してから
◎新型コロナウイルス感染症		発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常などの症状が見られる。	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
流行性角結膜炎	1年中特に夏、秋	角膜の充血、むくみ、目が赤くなってまぶたが腫れ、涙が出る。	治癒したとき
※ 溶連菌感染症	冬～春	発熱、のどの痛み、発疹の他に舌がイチゴのようにぶつぶつになる。	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
※ マイコプラズマ肺炎（うつる肺炎）		しつこい咳と発熱が4～5日以上続く。	発熱や激しい咳が治まっていること
※ 伝染性膿痂疹（とびひ）	夏～冬	擦り傷や虫刺され、あせも、湿疹などに化膿菌が入って水ぶくれができ、それを掻きこわし菌が次々に広がる。	感染の恐れがなくなったとき
※ 伝染性紅斑（りんご病）	冬～春	頬がりんごのように赤くなり、ほてり・痛み・かゆみがある。手足・肩に赤いまだら模様の発疹が出る。	発疹のみであれば登園可能（全身状態が良いこと）
※ 突発性発疹		突然の高熱。3～4日続く。解熱すると全身に発疹が出てくる。	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
※ 手足口病	初夏～初冬	手のひら、足の裏、口の中に小さな水ぶくれができる。熱はでも微熱程度。	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
※ ヘルパンギーナ	夏	夏風邪の一種。高熱と喉の奥に小さな水泡ができて痛むため、食欲が落ちる。	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
※ 頭シラミ		子どもの頭髮部に生息し、卵をうみつけて強いかゆみを感じる。	感染の恐れがなくなったとき
※ 流行性嘔吐下痢症	秋～冬	米のとぎ汁のような白っぽい下痢と嘔吐が続く。ひどい時は脱水症状を起こす。	症状がなくなり全身状態が良くなるまで

◎インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は、保護者が記入する『インフルエンザ療養報告書』または『新型コロナウイルス感染症療養報告書』をご提出ください。

※印に関しては、医師による『意見書』の必要はありませんが、必ず医師の診察を受けて、保護者による『登園届』をご提出ください。

★登園開始のめやすは記しましたが、保育園は集団生活の場となりますので、お子さまの体調を整えてから登園させて下さい。

第5章 保育園における薬剤管理について

○薬剤管理

医師より処方された薬剤は、本来はご家庭で保護者の方に与薬していただくことが第一です。

与薬は『医療に属する行為』でもあり、園では、お子様の与薬の安全性・確実性を考慮し、ご家庭での薬剤与薬を推奨しております。風邪薬などの飲み薬では1日2回（朝・夕）、1日3回（朝・夕・寝る前）で与薬することが可能な薬剤もありますので、受診・処方時に医師に保育園に通園していることや1日2回の処方が可能かどうかをご相談していただくことをお勧めいたします。

しかしながら、1日3回で昼の時間帯で与薬しなければならない飲み薬もありますので、やむを得ず園での与薬が必要な場合は、担任にご相談と与薬依頼票のご記入をいただき、ご持参いただきますようお願いいたします。また、お手数ですが、園では複数の薬剤を扱うことから、お子様への正しいかつ安全な与薬のため、以下のような方法でご依頼・ご持参いただきますようご協力よろしくお願いいたします。

1. 与薬の依頼について

与薬依頼ができる薬剤については、今回の症状のために受診し、医師が処方した薬剤であることが依頼条件となります。

また以下の薬剤に関しては、薬効や安全性の観点からお預かりできませんのでご了承ください。

○坐薬	○解熱剤	○吸入薬	○ご家庭で与薬したことがない薬剤	○頓服薬
-----	------	------	------------------	------

～依頼時のお願い～

●与薬依頼票を具体的にご記入ください

●飲み薬、点眼薬、塗り薬等、ご持参される薬剤の本体にも、お手数ですが名前の明記をお願いいたします。（安全性確実性のため）※塗り薬依頼時には、手袋ご持参のご協力をお願いしております。

●飲み薬については、1回分をご持参ください。（※水薬については、1回量を計量して1回分をご持参ください）

●薬剤の内容が明確になるよう、また安全性を考慮し、お手数ですが『薬剤情報提供書』の添付をお願いいたします。（情報提供書がない場合はお薬手帳のコピーでも可）

●薬剤は内容がわかる透明な袋（例：ジップロック袋等）にお入れいただき、必ず職員に手渡しでお預けください。万一、手渡しでお預かりできていない薬剤については、（依頼票があつたとしてもお子様の荷物などに入ったままなど）、与薬はできませんのでご了承ください。

2. 緊急常備薬について

慢性疾患やアレルギー疾患、熱性けいれん等で園での緊急常備薬が必要な場合はかかりつけ医師の指示により、園でも薬剤管理の対応をいたしますので、担任・看護師にご相談ください。

また薬剤お預かり時には、『薬剤管理・与薬依頼票』の具体的な記入をお願いいたします。

※継続してお預かりする際も、年度のはじめに、薬剤の使用期限を考慮し新しい薬剤との交換と『薬剤管理・与薬依頼票』を再度ご記入いただきますよう、お願いいたします。併せて、お薬を預かり中に薬剤の劣化や期限に達した際は年度の途中であっても新しいものに交換のお願いをさせていただくこともございますので、ご了承ください。

3. スキンケア

体質や乾燥などから、肌トラブルやかゆみを起こしやすいお子様について、スキンケアを目的とした塗り薬のお預かりをご希望される際は、担任と看護師にご相談くださいますようよろしくお願いいたします。園での塗布がどのように必要か等をご相談させていただきます。

※依頼される場合は、お子様本人に医師が処方した薬剤のみお預かりいたします。

意見書 (医師記入)

かかりつけ医様へ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで子供たちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書のご記入をお願いします。■部についてご記入ください。

エンジェルハート保育園園長 殿

(保護者記入)

組 園児名

該当疾患に○印をお願いします。

○印↓	病名	登園のめやす
	麻疹(はしか) ※	解熱後3日を経過していること
	風しん	発しんが消失していること
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化していること
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ、全身状態が良好になっていること
	結核	病状により医師において感染のおそれが無いと認められること
	咽頭結膜熱(プール熱) ※◎	発熱や充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
	流行性角結膜炎◎ (はやり目)	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	病状により医師において感染のおそれが無いと認められること 連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	急性出血性結膜炎	病状により医師において感染のおそれが無いと認められること
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれが無いと認められること

◎咽頭結膜熱と流行性角結膜炎以外でアデノウイルスと診断された場合は、「登園届」(保護者記入)をご提出ください。

病 名 「」

症状も回復し、集団生活に支障が無い状態になりました。

年月日から登園可能と判断します。

年月日

医療機関名

医師名

保護者様へ

上記の感染症が治癒して登園を再開する際には、医師が記入した「意見書」を園にご提出ください。感染力のある期間をご考慮頂き、お子様の全身状態が良好で集団での保育園生活が可能になってからご登園ください。

※の感染症は、症状の改善が認められた段階でご記入することも可能です。

登 園 届 （保護者記入）

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ

防ぐことはもちろん、子供たちが1日快適に生活出来ることが大切です。

保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園の際には、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適用できる状態に回復してから登園するようご配慮下さい。

（登園の目安は、子供の全身状態が良好であることが基準となります。）

エンジェルハート保育園園長 殿

組 園児名

該当疾患に○印をお願いします。

○印↓	感染症名	登園のめやす
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響が無く、普段の食事が取れること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が取れること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡、潰瘍の影響がなく、普段の食事が取れること
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	带状疱疹	すべての発疹が痂皮化していること
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
	咽頭結膜熱と流行性角結膜炎を除く アデノウイルス	症状が寛解し、機嫌が良く全身状態が良いこと

※ とびひ、アタマジラミ、水いぼは意見書・登園届は必要有りませんが、必ず受診し医師の判断で患部を覆う等の処置後登園をお願いします。

プール期間中はプール遊びの可否についても医師に聞いて下さい。

病名「」と診断され、
 年 月 日に医療機関名「」を受診して、
 病状が回復し、集団生活に支障が無い状態と判断されましたので
 年 月 日から登園いたします。

保護者名

この用紙は保護者の方にご記入いただき、園へご提出いただくものです

インフルエンザ療養報告書 (保護者記入)

インフルエンザは感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全法施行規則第19条により出席停止期間が定められています。インフルエンザの診断を受けた場合は十分に療養し、回復してから登校するようお願いします。また、登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が「インフルエンザ療養報告書」に療養経過等を記入し、園へ提出してください。

1 発熱開始日・受診状況・診断結果 ※表内の事項をご記入ください。

発熱開始日	受診状況	診断結果 (いずれかに○)
月 日 ()	医療機関名: 医療機関受診日: 月 日 ()	A型・B型・型不明

2 発症・解熱の経過 ※表内の太枠をご記入ください。体温は一日のうち一番高い体温を記入してください。

月/日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体 温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
発症から		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
AからEに いずれかに○	A	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目			
			出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能		
	B	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目			
			出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能		
	C	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		
			出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能	
	D	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	
			出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能
	E	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目
			出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

3 その他の症状 ※「はい」「いいえ」のいずれかに○。「いいえ」がある場合は登校できません。

咳はひどくない	はい	・	いいえ
食欲はある	はい	・	いいえ
1日中起き上がっていてもつらくない	はい	・	いいえ

4 療養報告 ※____をご記入ください。

インフルエンザの診断を受け療養したところ症状が軽快し、上記2・3にある出席停止期間の基準をすべて満たす状態に回復しました。よって、本日____年____月____日より登園します。

組 園児氏

日中連絡先

保護者氏名

印

令和2年2月27日制定

この用紙は保護者の方にご記入いただき、園へご提出いただくものです

新型コロナウイルス感染症療養報告書(保護者記入)

新型コロナウイルス感染症(令和2年1月に報告されたベータコロナウイルス属に限る)は学校保健安全法施行規則第19条により出席停止の期間が定められています。診断を受けた場合または検査キット等により陽性が判明した場合は、十分に療養し、回復してから登園するようにお願いします。また、登園にあたっては、保護者の方が下記に療養経過等を記入し、園へ提出してください。

1 発症日・判明方法・受診状況 ※表内の事項をご記入ください。

発 症 日	判 明 方 法(いずれかに☑)	医療機関受診の場合
月 日 ()	☐ 医師による診断(みなし陽性診断を含む)	医療機関名:
※無症状の場合は検体採取日	☐ 自宅にて検査キットを使用	受診日: 月 日 ()

2 発症後の経過 ※表内の太枠をご記入ください。体温は一日のうち一番高い体温を記入してください。
※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

		月 / 日	/	/	/	/	/	/	/	/	
		体 温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
		せきや喉の痛み などの症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
		発症から	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
AからEに いずれかに○	A	無症状の場合 (検体採取日が 0 日)	検査日 (症状なし)	症状なし	症状なし	症状なし	症状なし	症状なし			
			出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能		
	B	発症後 4 日目までに 症状が軽快した場合	発症日 (症状出現)	症状あり または軽快	症状あり または軽快	症状あり または軽快	症状軽快	症状軽快後 1 日目以上			
			出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能		
	C	発症後 5 日目までに 症状が軽快した場合	発症日 (症状出現)	症状あり	症状あり	症状あり	解熱後 1 日目	症状軽快	症状軽快 1 日目		
			出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能	
	D	発症後 6 日目までに 症状が軽快した場合	発症日 (症状出現)	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	解熱後 1 日目	症状軽快	症状軽快 1 日目	
			出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能
	E	発症後 7 日目以降も 症状が続いた場合	症状が軽快した翌々日(2 日後)に登園可能 (発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで)								

3 その他の症状 ※「はい」「いいえ」のいずれかに○。「いいえ」がある場合は登園できません。

食欲はある	はい ・ いいえ
1日中起き上がっていてもつらくない	はい ・ いいえ

4 療養報告 ※____をご記入ください。

新型コロナウイルス感染症の診断を受け療養したところ症状が軽快し、上記2・3にある出席停止期間の基準をすべて満たす状態に回復しました。よって、本日____年____月____日より登園します。

組 園児氏

日中連絡先

保護者氏名

印

令和5年5月23日制定

**このしおりは、大切なお知らせが入っています。
卒園するまで保管下さい。**